那覇市立学校職員のパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱 令和3年3月12日学校教育部長決裁

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、職員の利益の保護及び職員の勤務能率の発揮を目的として、 パワー・ハラスメントの防止のための措置及びパワー・ハラスメントが行われ た場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この要綱において、「パワー・ハラスメント」とは、職務に関する優越 的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動で あって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊 厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。 (学校教育課の責務)
- 第3条 学校教育課は、パワー・ハラスメントの防止及びパワー・ハラスメントが行われた場合の対応(以下「パワー・ハラスメントの防止等」という。) に関する施策についての企画立案を行うとともに、学校長がパワー・ハラスメントの防止等のために実施する措置に関する調整、指導及び助言に当たらなければならない。

(学校長の責務)

- 第4条 学校長は、職員がその勤務能率を十分に発揮できるような勤務環境を 確保するため、パワー・ハラスメントの防止に関し、必要な措置を講ずると ともに、パワー・ハラスメントが行われた場合においては、必要な措置を迅 速かつ適切に講じなければならない。
- 2 学校長は、ハラスメント防止等に関して職員が認識すべき事項についての指針 針(令和2年8月24日市長決裁)の周知徹底を図らなければならない。
- 3 学校長は、職員が他の市立学校に属する職員(以下「他校の職員」という。) からパワー・ハラスメントを受けたとされる場合には、当該他校の職員の学校長に対し、当該他校の職員に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該他校の職員に対する指導等の対応を行うよう求めなければならない。
- 4 学校長は、職員が他校の職員が職員へパワー・ハラスメントを行ったとされる場合において、当該他校の職員の学校長から職員に対する調査又は対応を行うよう求められたときは、これに応じて必要と認める協力を行わなければならない。
- 5 学校長は、職員から保護者等からの著しい迷惑行為(暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等)に関する相談を受けたときは、組織として対応し、 その内容に応じて、迅速かつ適切に職員の救済を図るものとする。

6 学校長は、パワー・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他パワー・ハラスメントが行われた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

(職員の責務)

- 第5条 職員は、パワー・ハラスメントをしてはならない。
- 2 職員は、前条第2項の指針を十分認識して行動するよう努めなければならない。 (研修等)
- 第6条 学校長は、パワー・ハラスメントの防止等のため、職員の意識の啓発 及び知識の向上を図らなければならない。
- 2 学校長は、パワー・ハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施 しなければならない。
- 3 学校教育課は、学校長が前2項の規定により実施する研修等の調整及び助言に当たるとともに、自ら実施することが適当と認められるパワー・ハラスメントの防止等のための研修について計画を立て、その実施に努めるものとする。この場合において、特に、新たに職員となった者にパワー・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させること並びに管理職にパワー・ハラスメントの防止等に関する役割及び技能について理解させることに留意するものとする。

(苦情相談への対応)

- 第7条 教育長は、別に定めるところにより、パワー・ハラスメントに関する 苦情相談が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員(以 下「相談員」という。)を配置する。
- 2 職員は、相談員に対して苦情相談を行うほか、公平委員会に対しても苦情相 談を行うことができる。

付 則

この要綱は、令和3年3月12日から施行する。